

令和2年度 事業計画書

公益社団法人大阪市獣医師会

公1：人と動物のより良い共生社会の構築を目指す事業

狂犬病予防注射月間（4月から6月）における狂犬病予防集合注射事業

- 実施時期：令和2年4月2日～4月26日（24日間）
- 実施時間：13時半～16時
- 集合注射頭数（予測）：6,500頭
- 集合注射会場数：延べ72会場（大阪市が会場決定）
- 会場の設営者：大阪市職員2～3名/1会場
 - 各会場の実施約1時間前より会場設営（机・テントなどの用意）
- 予防接種従事者：会員獣医師1～4名（内1名現場責任者）/1会場、
犬の健康管理を行ったうえで狂犬病予防注射の接種を行う。
- 事務担当者：1～4名/1会場
 - ・当法人が雇用した獣医師と事務担当者（アルバイト）が注射業務及び、注射料金徴収業務、注射済証発行業務を行う。
- 集合注射実施日の役員の対応
 - 役員が交代で大阪市獣医師会事務局に日直として出務し、各会場で起こった問題への対応など、当日の総合的な監督業務を行う。

会員病院における狂犬病予防注射事業 【大阪市委託事業】

- 実施時期：1年間
- 実施時間：会員病院の診療時間内
- 予防接種頭数（予測）：36,000頭
- 実施個所数：111病院（令和2年3月31日現在）
- 予防接種従事者：会員獣医師
 - 会員獣医師は来院される飼主（お知らせ葉書の持参の有無に関わらず）が予防接種を希望された場合に、犬の健康管理を行ったうえで狂犬病予防注射の接種を行う。
- 大阪市からの委託内容
 - 会員病院における予防注射接種に伴う、鑑札・済票の発行事務及び鑑札・済票発行手数料の徴収等会計業務
 - （毎月末にはその月に接種した接種頭数や登録した頭数を集計し、翌月の月初には、預っている鑑札発行手数料や登録済票発行手数料を大阪市に送金し、各区保健福祉センターと大阪市獣医師会に報告書を提出する。）
- 登録頭数と接種頭数の把握：当法人では、毎月会員獣医師からの報告書をもとに全市における数を把握する。

狂犬病予防の知識の普及・啓発活動

○会員及び会員病院内での活動

病院内において狂犬病予防に係る啓発ポスター掲示や啓発チラシの配布など行うとともに、会員獣医師が動物飼育者に対して啓発チラシ等配布し、未接種時の不都合などを含め、狂犬病予防法の重要性等を口頭によって指導を行うなど、積極的に普及啓発活動を実施する。

狂犬病予防注射液の備蓄

○登録頭数の約 20 パーセントの犬に狂犬病予防注射を接種していない飼主が存在し、狂犬病罹患動物が侵入した場合には、それらの飼主が混乱に陥ることが予測される。そのような事態に備え、**6,000 頭程度のワクチンの備蓄**を行う。

人と動物の共通感染症予防及びそれらの知識の普及・啓発に関する事業

○獣医師等従事者や一般市民に対し、会員病院内で「人と動物の共通感染症」に関するポスター掲示や啓発チラシの配布を行う。

市民啓発講演会の開催

一般市民に対する動物愛護の重要性について積極的に普及啓発するため、大阪府・大阪市、大阪府獣医師会の協力を仰ぎ、市民啓発講演会を開催する。

- ・ 時期：令和 2 年 9 月 26 日（土）（確定）
- ・ 場所：大阪市中央公会堂
- ・ 対象（参加予定人数）：690 名（内一般市民 620 名）
- ・ 講師・演題：未定
- ・ 参加者の募集方法：チラシ、ポスターを作成し、会員病院、大阪府、大阪市の関係各部署で配布し、大阪市獣医師会、大阪府、大阪市のホームページで広報を行う。また、大阪市営地下鉄の沿線ガイドに掲載をし、新聞や動物関連のミニコミ紙等での広報を行う。
- ・ 参加料：無料

動物愛護フェスティバル

一般市民に対する動物愛護の重要性について積極的に普及啓発するため、大阪府・大阪市、大阪府獣医師会の協力を仰ぎ、動物愛護フェスティバルを実施する。

- ・ 時期：令和 2 年 11 月 8 日（日）（予定）
- ・ 場所：大阪城公園 太陽広場（予定）
- ・ 対象（参加予定人数）：一般市民 約 7,000 人
- ・ 参加者の募集方法：チラシを作成し、会員病院、大阪府、大阪市の関係各部署で配布し、大阪市獣医師会、大阪府、大阪市のホームページで広報を行う。また、大阪市営地下鉄の沿線ガイドに掲載をし、新聞や動物関連のミニコミ紙等での広報を行う。
- ・ 参加料：無料
- ・ 実施予定内容：「犬のしつけ教室」、「盲導犬等身体補助犬の紹介」、ブースを設けての「家庭動物の健康管理に関する相談」、啓発用チラシ・パンフレットの配布、その他動物愛護及

び適正管理についての知識の普及・啓発を図る活動。

長寿動物表彰

飼育者の長年にわたる動物愛護活動について顕彰するため、長寿動物表彰を実施する。

- ・対象：犬（中・小型犬 16 歳以上、大型犬 14 歳以上）、猫（18 歳以上）及びその飼育者
- ・選考方法：長寿動物の選考要領を以下のように定め、主治医から推薦を受けたものを、本会理事者を含む有識者からなる委員会で選考をする。

選考要領

1. 犬（中・小型犬）16 歳以上、（大型犬）14 歳以上
※大型犬とは、日本で一般的に大型犬に分類されている犬種、あるいは体高 50cm 以上の体格を有する雑種犬とする。（犬の体高とは、人と違い、キ甲の最高部から前肢の肘部を経て、地上までの垂直距離をいう。）
2. 猫・18 歳以上で院長がその証明ができるもの。
3. 犬の場合は狂犬病予防注射、登録を受けているもの。
4. 正しく飼育、管理され、他に迷惑をかけていないもの。
 - ・表彰予定件数：約 300 頭
 - ・表彰内容：表彰状の付与及び記念品（表彰状用ファイル、写真入マグカップ）の贈呈（予定）

学校飼育動物支援対策活動

- ・講習会：大阪市の主催する学校、園の教員向け講習会に会員を講師として派遣している（要請があった場合）
- ・相談・助言：各地域・学校ごとに会員がその都度実施する予定
- ・相談、助言の主な内容：ウサギやニワトリ等の学校飼育動物の適正飼養や疾病時における対応

街猫対策事業【大阪市委託事業】

○実施方法

街猫を捕獲して不妊処置等（去勢手術・不妊手術）を行うと共に耳介カット（可視的個体識別法）の実施（個体識別は疫学的調査及び社会調査実施のため）

ア．街猫捕獲について

街猫に対する動物愛護及び適正管理の観点から住民合意が得られた地域において、実施することとし動物愛護団体が街猫を捕獲する。

イ．捕獲された街猫に対する不妊処置等

上記アにおいて捕獲された街猫に対し次の処置を行う。

- a 去勢・不妊手術及び耳介の一部カット（可視的な識別のため）
- b 感染症・健康状態を確認後、地域に戻す

動物とのふれあいボランティア活動推進のための事業

- ・大阪市生野区にある特別養護老人施設において、月 1 回、動物介在活動を行う。

獣医師は、活動に参加する犬や猫の健康管理を行う。

高齢者における犬や猫とともに暮らすことの有用性の普及啓発

・犬や猫との適切な暮らしがもたらす効果(特に高齢者対象)の現状調査と検証を行う。

1. 「動物との楽しい暮らし推進連絡会」を月1回、開催する。
2. セミナー・シンポジウムを年1～3回開催する。(予定)

子猫リレー事業

環境省が推進する「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」の目的に呼応し、大阪市が実施してきた「所有者不明猫に対する不妊・去勢手術事業」は、繁殖の抑制により所有者不明子猫の引き取り数の減少という成果を上げています。本会も当該事業に積極的に参画することにより、地域環境（環境衛生・公衆衛生等）の改善に寄与できているものと感じている。

しかしながら、まだまだ多くの子猫の引き取り（平成25年度：約2400頭）が行われているのは事実であり、安楽死処分に対する住民感情への配慮も不可欠と考えられます。よって当会では「子猫リレー事業」を下記のとおり実施し、飼い主のいない幼齢猫を通して、行政、獣医師、高齢者、若者世代の協同参画を行います。

・事業の目的・趣旨

引取られた所有者不明子猫の多くは、生後間もない状態の悪い仔猫であり、「無用な苦痛を与え続けない」という動物福祉の観点から従来通りの安楽死処置が妥当と思われまます。

しかし、日齢が進んだ子猫では、離乳までの数日間を専門職が管理することで、地域ボランティアに引き継ぐことが可能となり、ボランティアの元で一定期間成育後に早期不妊・去勢手術を実施し一般譲渡に供することができます。

乳児期の子猫を全頭処分するのではなく、成育の可能性のある子猫を救うことは動物愛護の観点から求められることであり、地域住民の心情にも合致するものと考えられます。

・事業の内容

動物管理センターに引き取られた子猫は、担当管理獣医師によって成育の可能性の判定を行います。可能と判定された子猫は、健康状態が不安定な引取り後1～2週間、本会の獣医師および動物看護職によって授乳を含む健康管理を行い、その後、51歳以上のキトンシッターに引き継ぎ、離乳食等による飼育管理を1～2か月間行います。その間、本会の獣医師が飼育相談ならびに指導を行い、可能となった時点で早期不妊・去勢手術を実施し、50歳以下の世代に一般譲渡するというものです。

協働を仰ぐ地域ボランティアには、可能な限り高齢者を優先し、欧米で推進されている高齢者と動物との関わりの健康維持への効果や、高齢者世帯と近隣との関わりの推進など、福祉的な側面も併せて実現できればと考えています。

・今後の課題

大阪市、地域ボランティア、大阪市獣医師会の三者の協働事業であることから、円滑な連携が不可欠と考えられ、また、全市での実施には、確実な譲渡の成立が大

前提になると思われる。

獣医学に関する研修セミナーおよび症例検討会の開催

- ・開催予定日：令和2年6月14日（日）
令和2年8月2日（日）
令和2年12月13日（日）
令和3年3月7日（日）

会員病院における保護鳥獣の診察及び予後判定、治療

本事業は行政及び一般市民と連携の下、積極的に保護された罹患野生鳥獣の予後判定及び治療を行い、カルテ等のデータを収集し、分析する。

○実務の流れ

- ・市民が罹患した野生鳥獣を保護
- ・市民から行政への連絡（直接病院への持込もあり）
- ・行政から近隣野生鳥獣保護ドクターの紹介
- ・病院へ罹患野生鳥獣が持ち込まれる
- ・野生鳥獣の飼育は法律上できないことを市民に伝え、引き取る
- ・カルテを作成し、予後判定後、入院治療を行う
- ・収集されたデータ結果を参考に野生鳥獣が人への危害を加えることのないことを実証した上で、放鳥や放獣する
- ・放鳥及び放獣（自然復帰）：機能回復した場合
- ・府指定施設あるいは救護者への引渡し：機能回復がない場合
- ・環境事業局において焼却：死亡時

一般市民に対する保護鳥獣に関する普及啓発事業

会員病院において、一般市民に対し野生鳥獣の保護思想の普及・啓発を図るとともに、「生物の多様性」や「地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備」についてもその知識の普及・啓発を図る。

○実施内容

- ・会員病院において啓発用ポスターや啓発チラシやパンフレットの配布
- ・会員による市民への直接（口頭）指導